

# J A F モータースポーツ特別表彰規定

2001年10月18日制定施行

## 第1条 目的

一般社団法人日本自動車連盟(以下「J A F」という。)は、モータースポーツにおいて著しい業績を残した個人または団体を特別に顕彰するため、本規定を制定する。

## 第2条 特別賞

J A F 会長は、次の者の中から、モータースポーツ審議会に諮り、「J A F モータースポーツ特別賞」を贈呈する。

1. わが国のモータースポーツの普及振興に著しく寄与した個人または団体
2. 国際的な競技会において卓越した成績を取めた選手またはチーム

## 第3条 顕彰

当該年度の J A F モータースポーツ表彰式において顕彰する。

## 第4条 施行

本規定は、2001年10月18日より施行する。